

第 12 回共同ワーキング・チーム（独立行政法人会計基準に係る論点のたたき台）  
（抜粋）

9. 論点④：連結財務諸表の体系

<「基本的な指針」における取扱い>

- ✓ 「基本的な指針」では、「独立行政法人の財務報告のうち、連結財務諸表の取扱いについては、独立行政法人会計基準において定める」と記載された。
- ✓ このため、連結財務諸表は、「基本的な指針」における独立行政法人の特性や財務報告利用者、財務報告の目的、財務報告の範囲及び財務報告で提供される情報を踏まえて検討すべきことになる。

(参考)「基本的な指針」(下線部は事務局が加筆)

本指針が対象とする財務報告

12

独立行政法人の財務報告のうち、連結財務諸表の取扱いについては、独立行政法人会計基準において定めることとした。

事務・事業の実施には国による一定の関与を受ける

1.7

独立行政法人は、政策の企画立案主体としての国と密接不可分の関係にあるため、事務・事業の実施は主務大臣から与えられた国の政策体系における法人の位置付け及び役割(以下「ミッション」という。)に基づき行われるが、営利企業では、所有と経営の分離を前提に、企業独自の判断で経営に関わる意思決定が完結する。

財務情報だけでは成果情報が提供されない

1.12

営利企業の成果情報のほとんどは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるが、このような財務情報は必ずしも独立行政法人にとっての成果情報とはならない。

財務報告利用者の情報ニーズ

サービス受益者

- ・ サービスを直接的に受益する者、サービスによってもたらされた効果を間接的に受益する者
  - ✓ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に活用
  - ✓ 独立行政法人の業務運営が効果的かつ効率的に行われているかの評価に活用
  - ✓ 独立行政法人が提供するサービスや財務状況の把握に活用
  - ✓ 適正な業務運営に基づく対価が設定されているか、もしくは引き続きサービスの提供を受けべきかの判断に活用

資金提供者

- ・ 納税者

- ✓ 将来的な国民負担が増えないかの判断に活用
  - ✓ 独立行政法人の業務運営が効果的かつ効率的に行われているか、もしくは意図した通りに支出されているかの評価に活用
  - ✓ 独立行政法人が提供するサービスや財務状況の把握に活用
- ～その他、省略。～

<連結財務諸表の作成に係る法令等>

- ✓ そもそも、独立行政法人には出資が基本的に認められていない。

(参考)中央省庁等改革の推進に関する方針(平成 11 年4月 27 日 中央省庁等改革推進本部決定)(下線部は事務局が加筆)

III 独立行政法人制度関連

3. 個別の独立行政法人の目的、業務等

(2) 独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、

- ・ 独立行政法人が行う業務は、個別法令により定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限られるものとする、
- ・ 独立行政法人による出資等は、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認めないものとし、個別法令に定めがある場合に限ることとする。

- ✓ その上で、現在、個別法に定めのある出資規定等は以下のとおり。
  - ・ 他の法人が行う事業に必要な資金を供給するための出資を行うこと。
  - ・ 業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資(融資を含む。以下同じ。)をすることができる。

(参考)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)(下線部は事務局が加筆)

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海外及び本邦周辺の海域における石油等(オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。)の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化、海外における石炭の探鉱、本邦における地熱の探査並びに海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下この号において「採掘等」という。)に必要な資金(本邦周辺の海域における石油等の採取に必要な資金及び金属鉱物の採掘等に必要な資金にあっては、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取又は採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採取又は採掘等を開始するために必要な資金(次条第三号及び第十四条第一項において「権利譲受け資金」と総称する。)に限る。)を供給するための出資を行うこと。

四 海外における石油等の探鉱及び採取をする権利(その権利を取得するために必要な権利を含む。)、海外における金属鉱物の探鉱をする権利その他これらに類する権利の取得(機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。)を行うこと。

(参考)独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)(下線部は事務局が加筆)

(投資)

第十七条 機構は、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資(融資を含む。以下同じ。)をすることができる。

- 一 第十一条第一項第三号から第五号まで、第九号ロ若しくはニ又は第十号の業務(同項第三号又は第四号の業務にあつては、市街地再開発事業、防災街区整備事業又は土地区画整理事業に係るものに限る。)の実施により機構が建設した事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務
- 二 機構が管理する建築物の敷地若しくは宅地又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に関する業務
- 三 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物で政令で定めるものの建設又は管理に関する業務

2 (略)

第十七条の二 機構は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、民間事業者と共同して、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物の建設及び管理並びにその敷地の整備又はその用に供する宅地の造成に関する事業に投資をすることができる。

2 (略)

<通則法上の連結財務諸表の取扱い>

- ✓ 通則法第38条における財務諸表のうち「主務省令で定める書類」については、主務省令において、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書が定められている

(参考)通則法(下線部は事務局が加筆)

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年経済産業省令第九号)

(財務諸表)

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

○独立行政法人都市再生機構に関する省令(平成十六年国土交通省令第七十号)

(財務諸表)

第十二条 機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

<現行の独立行政法人会計基準における連結財務諸表の作成目的>

- ✓ 現行の独立行政法人会計基準では、以下に着目して整理されている。
  - ・ 連結財務諸表は、独立行政法人が関係法人集団の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものであること
  - ・ 独立行政法人とその出資先の会社等を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉えること
  - ・ 独立行政法人が行う出資は主として政策目的の資金供給であり、独立行政法人と出資先企業との関係は民間企業における親子会社の関係とは基本的に異なっていること
  - ・ このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかを示すことを主たる目的としていること
  - ・ このため、独立行政法人の連結の観点を含めた業績評価に資する財務諸表は個別財務諸表とし、連結財務諸表は、公的な主体としての説明責任の観点から作成される財務諸表と位置付けること (後述、「関連会社株式」の評価と関連)

(参考)独立行政法人会計基準の改訂について(平成15年3月3日 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会)(下線部は事務局が加筆)

4 会計基準改訂の主な内容

～中略～

更に、民間企業等に対する出資を業務として実施する独立行政法人が設立されることから、独立行政法人とその出資先の会社等を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たす観点から、連結財務諸表に関する基準を新たに設定することとした。

なお、独立行政法人が行う出資は主として政策目的の資金供給であり、独立行政法人と出資先企業との関係は民間企業における親子会社の関係とは基本的に異なっている。このため、独

立行政法人の評価に資する財務諸表は個別財務諸表とし、連結財務諸表は、公的な主体としての説明責任の観点から作成される財務諸表と位置付けることとした。このため、独立行政法人の連結財務諸表は企業会計のそれとはその性格を異にしている。

(参考)独立行政法人会計基準(下線部は事務局が加筆)

#### 第105 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、独立行政法人とその出資先の会社等(以下「関係法人」という。)を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、独立行政法人が関係法人集団(独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。)の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注82)

<注82> 連結財務諸表の作成目的及び性格について

- 1 独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであり、独立行政法人と関係法人の間に必ずしも支配従属関係が認められるわけではないが、独立行政法人と関係法人を公的な資金が供給されている一つの会計主体とみなして、公的な主体としての説明責任を果たす観点から、連結財務諸表の作成、開示を行うものである。
- 2 このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかを示すことを主たる目的としており、独立行政法人の評価は、個別財務諸表により行われる必要がある。
- 3 関係法人には、独立行政法人が出資を行っている民間企業のほか、法人と一定の関係を有する公益法人等が含まれる。

<現行の独立行政法人会計基準の設定に至るまでの経緯>

- ✓ 現行の連結財務諸表の作成目的に至るまでの経緯を踏まえることで、今回の「基本的な指針」を踏まえた検討の参考にしてはどうか。
- ✓ 当時、中間論点整理の公表までは、以下のような議論がなされていた。
  - ・ そもそも、連結財務諸表の作成は必要なのか
  - ・ 独立行政法人では、どのような目的で出資をしているのか
  - ・ 出資の目的を踏まえると、どのように「連結の範囲」を整理すべきか
  - ・ その場合、個別財務諸表との関係はどうなるのか

(参考)独立行政法人会計基準の見直しに関する中間論点整理(平成 14 年 10 月 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会 共同ワーキング・チーム)(下線部は事務局が加筆)

#### 4. 連結会計

##### (2) 会計基準の方向性

##### ① 基本的考え方

子会社等を有する独立行政法人については、企業会計の連結会計基準に準拠した連結財務諸表の作成開示を義務付けることが必要と考える。この場合、連結の対象となる子会社及び関連会社の範囲についても、企業会計の基準と同様に実質支配基準(又は影響力基準)を採用することが適当である。

また、民間企業に政策目的の資金を供給する目的の出資(以下、「資金供給業務としての出資」という。)が行われた会社についても、企業会計の連結基準に準じて連結対象とするべきであり、当該出資が、法人の目的達成のために本来業務として実施されることをもって、当該会社を連結対象から除外することは適切ではないと考える。

#### ② 連結財務諸表の性格等

資金供給業務としての出資が行われた会社については、当該出資の目的及び性格から、支配従属関係等が明確ではないものも含まれることになる。また、資本概念や収益の認識基準について企業会計原則とは異なる考え方に立脚する独立行政法人の財務諸表と企業会計原則が直接適用される民間企業のそれとを連結することとなる。このような前提条件の下で作成される連結財務諸表は、その性格、位置付けが民間企業の連結財務諸表とは異なり、独立行政法人の業務遂行の結果を表すものとは言い難い面がある。

しかしながら、公的会計主体である独立行政法人は民間企業以上に情報開示の責務があると認められることから、独立行政法人とその子会社及び関連会社を税財源等の公的資金が供給されている会計集団として捉え、連結財務諸表はその会計集団としての財務情報を開示するものと位置付けることが適当と考えられる。

#### ③ 連結財務諸表と個別財務諸表との関係

このような独立行政法人の連結財務諸表は、その説明責任の向上を図る観点から、個別財務諸表に付加して作成される補完的財務諸表であり、独立行政法人の評価は個別財務諸表によることが適当である。なお、独立行政法人の出資金が適切に維持されているか否かについては、独立行政法人の評価に反映させる必要があるため、個別財務諸表における子会社及び関連会社株式の評価については、金融商品に係る会計基準に準拠することなく、純資産額を基礎とした持分法による評価額をもって貸借対照表価額とし、評価損益は当期損益として認識すべきものと考える。

#### (4) 関連公益法人の取扱い

##### ① 基本的考え方

企業会計では連結対象とされていない公益法人等についても、公的会計主体に求められる説明責任に鑑み、独立行政法人と一定の関係を有する場合には、独立行政法人との関係等を開示することが適当と考える。

- ✓ 中間論点整理以降は、以下のような議論がなされていた。
  - ・ 独立行政法人会計基準において、「独立行政法人固有の連結の範囲」を設定すべきか、もしくは企業会計の「連結の範囲」の考え方を基礎として、必要な修正を加えるべきか

- ・ これらの議論は、連結の範囲に含まれることになる法人等との関係上、実際に連結した場合に生じうる論点も踏まえるべきこと
- ✓ なお、実際に連結した場合を踏まえて、以下のような論点が検討されていた。
  - ・ 形式的な連結基準の適用に伴う間接所有会社等に関する連結上の問題
  - ・ 処分用資産として保有する株式の取扱い（例：清算業務）
  - ・ 連結の範囲に含まれる法人等からの情報提供への協力（例：適時な情報提供、監事及び会計監査人の監査対応）
  - ・ 会計方針統一の困難さ（例：独立行政法人会計基準と企業会計の基準との違い）
  - ・ 連結財務諸表作成上の事務負担
  - ・ 区分経理との関係

(参考)独立行政法人会計基準の見直しに関する中間論点整理(平成 14 年 10 月 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会 共同ワーキング・チーム)(下線部は事務局が加筆)

#### 4. 連結会計

##### (3) 更に検討すべき事項

- ① 上記のような整理に対しては、資金供給業務としての出資が行われた会社のうち、実質的な支配従属関係等が認められないことが明らかなものについては、連結範囲に含めることは適切ではないとの意見も提起されており、連結の範囲については、公的会計主体としての独立行政法人に求められる連結情報の位置付けを含め、更に検討が必要である。
- ② また、資金供給業務としての出資が行われた会社のうち、実質的な支配従属関係等が認められないものについても連結対象に含める場合には、次のような検討も必要である。
  - (7) 企業会計の連結基準を形式的に適用し、連結の対象となる子会社及び関連会社の範囲を決定する取扱いとすれば、間接所有の子会社・関連会社も連結対象となるほか、処分用資産として保有する株式についても当該株式発行会社が子会社・関連会社に該当する等の問題が生ずることも想定されるため、連結の範囲については、更に検討が必要である。
  - (1) 明確な支配従属関係等が認められない場合、連結財務諸表の作成に関し、子会社等の協力が得られにくい場合もあることから、会計処理の統一等に関しては、重要性の原則との関係で簡便法をある程度まで認める必要があると考える。
- ③ 資本概念や収益の認識基準について異なる考え方に立脚する独立行政法人の財務諸表と民間企業の財務諸表をそのまま連結することについては、独立行政法人の財務諸表を企業会計基準に修正した上で連結すべきとの意見もあることから、連結財務諸表の果たすべき役割や会計実務上の事務負担等も含め、更に検討が必要である。
- ④ 独立行政法人において区分経理が要請されている場合の連結会計については、独立行政法人の個々の勘定とその子会社等を連結するのか、又は独立行政法人全体とその子会社等を連結するのかについても検討が必要である。

##### (4) 関連公益法人の取扱い

② 更に検討すべき事項

関連公益法人の取扱いについては、連結対象範囲に含め、連結財務諸表によって情報開示を進めるべきとの意見と連結範囲に含めるべきではなく、むしろ対象法人の個別財務諸表を附属明細書等によって開示し、情報開示の充実化を図るべきとの意見が提起されており、連結法適用の要否、附属明細書により開示すべき事項のほか、連結する場合の範囲やその手法等についても更に検討が必要である。

- ✓ 中間論点整理以降の議論を踏まえ、以下のような結論（概要）が公表された。
- ・ 企業会計の「連結の範囲」の考え方を基礎として、必要な修正を加えること
  - ・ 連結財務諸表は補完的な財務諸表と位置づけたこと
  - ・ 関連公益法人等は「連結の範囲」に含められないものの、公的な資金が供給されている場合も多いため、必要な情報開示はすべきこと

(参考)財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会及び公企業会計小委員会合同会議(平成15年3月3日(月) 資料1 独立行政法人会計基準の改訂について(概要))(下線部は事務局が加筆)

独立行政法人会計基準の改訂の主な内容

2. 連結財務諸表

(1) 関係会社

- ① 独立行政法人と一定の関係を有する民間会社を、税財源等の公的資金が供給されている会計集団として捉え、連結財務諸表の作成・開示を義務付け。
- ② 具体的な連結の範囲については、企業会計の基準に準拠。
- ③ 独立行政法人が行う出資は、民間企業に対する研究開発資金の供給等であり、企業会計の考え方である「支配従属関係」が認められない場合が多いが、この場合でも企業会計と同等の基準を適用し、連結の範囲を決定。
- ④ この結果、独立行政法人の連結財務諸表は、企業会計のそれとは性格が異なっており、独立行政法人の主たる財務諸表は個別財務諸表とし、連結財務諸表は補完的な財務諸表と位置付け。

(2) 関連公益法人等

- ① 独立行政法人と一定の関係を有する公益法人等を「関連公益法人等」として、独立行政法人との関係(人的関係、基本財産に対する拠出の関係、取引関係等)の情報開示を義務付け。
- ② 関連公益法人等の範囲については、理事に占める独立行政法人出身者の割合、取引高等から決定。

- ✓ 現行の独立行政法人会計基準では、関連公益法人等の情報開示、関係会社株式の評価に関して以下のとおり定められている。

(参考)独立行政法人会計基準(下線部は事務局が加筆)

第128 関連公益法人等の情報開示

関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第



7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注91)

＜注91＞ 関連公益法人等について

独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。

## 第27 有価証券の評価基準及び評価方法

1 (略)

2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(1),(2) (略)

(3) 関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

(4) (略)

- ✓ 会計監査人の監査に当たって、独立行政法人の連結財務諸表の特徴に留意すべき旨が記載されている。

(参考)独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(平成 13 年3月7日設定。平成 27 年1月 27 日改訂)(下線部は事務局が加筆)

## 第3章 独立行政法人の特性に基づく監査

### 第2節 連結財務諸表監査

～中略～

独立行政法人の特定関連会社及び関連会社への出資は、独立行政法人が業務として行った資金供給目的の出資が大半であり、必ずしも支配従属関係が認められないといった特性が存在するが、特定関連会社及び関連会社についても、監査意見を形成するに足る基礎を得るために必要な監査を行わなければならない。なお、監査に当たって、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことから、監査の全部又は一部が実施できなかった場合は、監査報告書にその旨を記載し、除外事項を付した意見表明を行い、あるいは、意見表明のための基礎を得ることができない場合は、意見を表明してはならない。

このように、会計監査人による特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、独立行政法人の長は、通則法第 39 条第 3 項を踏まえ、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、同様の趣旨から、独立行政法人の長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。

～以下、省略。～

< 法人訪問及びアンケートの結果（概要） >

- ✓ 前回までの議論を踏まえて、独立行政法人への訪問及び全ての独立行政法人を対象としたアンケートを実施したところ、以下のような意見が見受けられた。（論点①「純資産変動計算書の様式」と同じ意見は省略）

Q： 純資産変動計算書を新設することに伴い、「連結純資産変動計算書」を作成する場合、実務上の支障はありますか。

Q： 連結財務諸表を含む「連結財務報告」という観点で考えた場合に、事業報告書において追加で記載した方がよさそうな情報には何が考えられますか。

A：

- 関係会社は、一般の企業会計基準等により株主資本等変動計算書を作成しているため、表示方法の整理が必要
- 資本剰余金や利益剰余金については、民間と独法では計上要因や貸借対照表上の表示科目が異なるため、財務諸表利用者の立場に立つと、具体的な表示方法のルールを定める必要性を感じる
- 連結剰余金計算書は不要になるものとする
- 連結ベースでのコスト情報を算定するとしても、どのような法人の費用が、独立行政法人の政策実施機能の最大化等の観点から、その範囲に含むべきか実務上の判断が困難なことが想定されるため、現行の独立行政法人会計基準における関係会社株式の評価によった情報提供のみで足りるのではないかと（3法人から同様の意見あり）

< 「基本的な指針」を踏まえた検討 >

- ✓ これまでの整理を踏まえると、以下の状況にあると考えられるため、現行の独立行政法人会計基準における「連結財務諸表の体系」を踏まえた検討ができるのではないか。
  - ・ 連結財務諸表の検討当時の議論では、「基本的な指針」における「独立行政法人の特性」を踏まえた検討が実質的になされていたこと
  - ・ 現行法令等による事実関係、又は「連結の範囲」を議論する場合に想定される論点について、今回の検討においても同様の状況にあること

- ✓ 現行の独立行政法人会計基準では、以下のように「連結財務諸表の体系」が定められている。

**(参考)独立行政法人会計基準(下線部は事務局が加筆)**

**第110 連結財務諸表の体系**

独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。

- (1) 連結貸借対照表

- |  |
|--|
| (2) 連結損益計算書<br>(3) 連結キャッシュ・フロー計算書<br>(4) 連結剰余金計算書<br>(5) 連結附属明細書 |
|--|

- ✓ 現行の「連結財務諸表の体系」について、「基本的な指針」を踏まえた検討をする場合には、連結剰余金計算書の必要性について、連結純資産変動計算書の新設の観点から検討すべきではないか。
- ✓ この場合、連結剰余金計算書は、連結貸借対照表の純資産のうち「連結剰余金」（利益剰余金に相当）の変動について説明する計算書であるので、連結純資産変動計算書によって役割は包含されることから、今後、不要になるのではないか。
- ✓ ただし、法人訪問及びアンケートの結果等を踏まえると、「連結財務諸表の表示」については、ある程度の簡略化など、現状を踏まえた対応を取るべきではないか。
- ✓ これまでの整理を踏まえると、「連結財務諸表の体系」は以下になるのではないか。
  - ・ 連結貸借対照表
  - ・ 連結損益計算書
  - ・ 連結純資産変動計算書
  - ・ 連結キャッシュ・フロー計算書
  - ・ 連結附属明細書

以上